

大泉町地域活動支援センター及び
大泉町心身障害者等デイサービスセンター
指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

大 泉 町
福 祉 課

大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等
デイサービスセンター指定管理者 募集要項

1 募集の趣旨

(1) 大泉町地域活動支援センター

大泉町地域活動支援センターは、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき、障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行い、福祉の向上を図ることを目的に設置された施設です。

(2) 大泉町心身障害者等デイサービスセンター

大泉町心身障害者等デイサービスセンターは、在宅の重度心身障害者等を養護し、日常生活や機能回復等の訓練を行い、福祉の向上を図るとともに、その介護者の負担を軽減することを目的に設置された施設です。

上記の2施設の管理運営につきましては、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入していますが、現在の指定管理者の指定期間が令和9年3月末で終了することから、2施設を一括して新たに指定管理者となる団体を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 大泉町地域活動支援センター

① 所在地 大泉町城之内一丁目22番1号

② 建物の規模 木造平屋建 床面積 458.06㎡

作業室・多目的室・厨房・食堂・シャワー室・トイレ・職員室
倉庫

③ 開館時間及び休館日

ア 開館時間 午前8時30分から午後5時30分まで

イ 休館日 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで

(2) 大泉町心身障害者等デイサービスセンター

① 所在地 大泉町城之内一丁目22番1号

② 建物の規模 木造平屋建 床面積 153.19㎡

訓練室、浴室、物置、トイレ

③ 開館時間及び休館日

ア 開館時間 午前9時から午後4時まで

イ 休館日 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで

3 管理の基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守するとともに、公平性の保持、安全性の確保に努めた管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対し、適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) 業務上知り得た個人に関する情報を守秘すること。

4 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターの施設

及び設備の維持管理に関すること。

- (2) 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターの利用申請に関すること。
- (3) 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターの事業の実施に関すること。
- (4) その他大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターの目的を達成するために必要な事業(詳細は別添大泉町地域活動支援センター管理運営仕様書、大泉町心身障害者等デイサービスセンター管理運營業務仕様書のとおり)

5 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(3年間)

6 申請者の資格要件等

(1) 申請者の資格

- ① 指定期間中、安全かつ円滑に対象となる2施設の管理運営を行う能力を有する法人その他の団体であること。
- ② 邑楽郡内、館林市及び太田市のいずれかに事務所を置く法人その他の団体であること。

(2) 申請者の制限

法人、団体又はその代表者が次の①～⑥に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 申請書類提出時点において、大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- ④ 本指定管理者の選定を行う審議会委員の属する法人等
- ⑤ 納付すべき税(法人税、消費税等関係する税)を滞納している者
- ⑥ 大泉町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱別記様式誓約書に記す事項に該当する者

7 現地説明会・現地見学

申請(予定)者に対する現地説明会を実施します。

- ・日程 令和8年8月28日(金)午後3時00分
 - ・場所 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター
- ※申請(予定)者は必ず出席してください。説明会に出席のない法人等の申請は受付できません。なお、現地見学を希望される場合は、開館日に見学できます。

8 申請に関する質問の受付

令和8年9月11日(金)までに、福祉課へ任意様式の質問書を提出いただくか、電子メール又はファックスでも質問書を受け付けます。電話での質問は受け付けません。

受付しました質問書は、福祉課より説明会に出席された全ての法人等に電子メール又はファックスで回答します。

- ・電子メール: syougai-fukushi@town.oizumi.gunma.jp
- ・ファックス: 0276-63-3921

9 申請書類受付期限及び提出場所

- ・受付期限 令和8年9月30日(水)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日とする。)

- ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・提出方法 大泉町役場福祉こども部福祉課へ直接提出する。
住所：群馬県邑楽郡大泉町日の出51番1号
電話：0276-63-3111（内線512）

10 提出書類

(1) 次に掲げる書類を提出してください。提出数は、正本1部、副本11部とする。

- ① 指定管理者指定申請書（大泉町指定様式 別紙1）
- ② 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターに関する事業計画書（大泉町指定様式 別紙2）
※事業計画書は、「大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター指定管理候補者審査票（総合評価項目）別表6」の審査項目の内容を十分に確認し作成してください。
- ③ 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターの管理の業務に関する収支予算書
※指定の期間内における各年度のもの
- ④ 定款又は寄付行為の写し（これに相当する書類）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（これに相当する書類）※発行から3ヶ月以内のもの
- ⑥ 財産目録及び貸借対照表 ※直近年度のもの
- ⑦ 法人等の事業計画書 ※申請の日の属する年度及び翌事業年度のもの
- ⑧ 法人等の収支予算書 ※申請の日の属する年度及び翌事業年度のもの
- ⑨ 法人等の概要書（任意様式）
 - ア 名称・代表者・所在地・設立年月日・従業員数・資本金
 - イ 代表者の履歴書（代表者の押印や写真は必要ありません）
 - ウ 業務内容・免許・登録
 - エ 役員の構成、氏名
 - オ 法人の沿革や事業内容
 - カ 地域活動支援センター及びデイサービスセンターと類似した施設の運営実績がある場合は、その施設の事業概要及びパンフレット等
- ⑩ 法人等の事業実績書 ※令和6年度・令和7年度のもの
- ⑪ 法人等の収支決算書 ※令和6年度・令和7年度のもの
- ⑫ 納税証明書等 ※発行から3ヶ月以内のもの
 - ア 国税 国税官署（税務署）発行の納税証明書
 - ・法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 都道府県税 都道府県発行の完納証明書（未納のない証明）
 - ・都道府県民税、法人の事業税
 - ウ 市区町村税 市町村発行の完納証明書（未納のない証明）
 - ・固定資産税、市区町村民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市町村税
- ⑬ 代表者の身分証明書 ※代表者の本籍地の市区町村で発行
- ⑭ 大泉町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱別記様式誓約書（大泉町指定様式 別紙3）

(2) 提出書類は「10 提出書類」に記載された順序で、原則として全てA4版で作成し、縦型ファイルに左綴じし、正本を含む12部全てにインデックスを貼り付けて提

出してください。

- (3) 申請書類の提出後に、内容の変更や追加をすることはできません。
- (4) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町で指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、申請書類等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出書類は返却しません。
- (5) 全ての申請者の提出書類は、大泉町情報公開条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示されます。
- (6) 申請に関して必要な経費は、申請者の負担とします。
- (7) 町が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

1 1 選定方法

- (1) 指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、大泉町指定管理者選定審議会を設置し、選定基準に基づき、次のとおり審査します。

① 第1次審査

書類審査となります。申請書類を基に、主として申請に必要な資格を満たしているかを「大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター指定管理候補者審査票（基礎的項目）別表5」にて審査します。

② 第2次審査

申請者によるプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリングによる審査となります。下記の選定基準を基にした「大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター指定管理候補者審査票（総合評価項目）別表6」にて採点し、法人等を大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターの指定管理候補者として選定します。

(2) 審査基準

- ① 事業計画の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、当該施設の設置目的を達成するために必要と認める能力を有すること。

1 2 選定結果の公表

選定結果は、全ての申請者に文書で通知します。

1 3 指定管理者の決定

指定管理候補者を選定後、地方自治法の規定に基づき、町議会に指定管理候補者を指定管理者とする議案を付議し、指定の議決を受けることになります。

ただし、町議会の承認を得るまでに、指定管理として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、候補者として付議しないことがあります。

なお、町議会の議決が得られなかった場合においても、申請者が申請に関して支出した費用等については、一切補償しません。

1 4 再委託の禁止

業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

管理運営上、委託を行える業務は、施設及び設備の保守点検・清掃等で、委託を行

う場合は事業計画書にその旨を記載し、収支計画書に必要な経費を計上してください。
※管理基準等に関する細目は、協議により協定書を締結します。

1 5 指定管理者の収入及び支出等

地域活動支援センター及び心身障害者等デイサービスセンターの管理運営に係る経費を指定管理（委託）料として町から受け取り、その範囲内で管理運営を行ってください。

その他、詳細な事項については、協議の上、基本協定及び年度協定により定めます。

1 6 災害応急活動等

指定管理者は、災害時において町が「大泉町地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に最大限に協力するものとします。

1 7 監査の実施

指定管理者は、町が行う監査の対象となっています。

1 8 モニタリングの実施

「大泉町指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」に定める業務遂行状況の記録、自己評価及び利用者満足度調査を実施していただくとともに、町の確認調査等への協力や事業報告書の提出をお願いします。

1 9 申請後のスケジュール

(1) 選定審議会による選定	令和8年10月中旬から下旬
(2) 選定結果（指定管理候補者）の通知	令和8年11月上旬から中旬
(3) 指定管理者の指定議決	令和8年12月上旬
(4) 事務引継に関する打合せ	令和9年3月上旬
(5) 協定提示	令和9年3月中旬
(6) 指定管理者業務開始	令和9年4月1日

2 0 大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター利用実績及び支出状況

別表1から4のとおり

2 1 留意事項

- (1) 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とします。
- (2) 申請書類の提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出してください。

2 2 その他

指定管理者と決定された法人等は、「大泉町経営方針」に基づき、施設の管理運営にあたることとします。

別紙 1

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

大泉町長 村山 俊明 様

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代 表 者 氏 名

下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、大泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条(同条例第 5 条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称

大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター

2 添付書類

- (1) 公の施設に関する事業計画書
- (2) 公の施設の管理の業務に関する収支予算書
- (3) 定款又は寄附行為の写し(これに相当する書類)
- (4) 法人の登記事項証明書(これに相当する書類)
- (5) 財産目録及び貸借対照表
- (6) 法人等の事業計画書
- (7) 法人等の収支予算書
- (8) その他の書類

別紙 2

大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンターに関する事業計画書							
申請年月日		年 月 日					
団 体 名							
代 表 者 名				設 立 年 月 日			
団体所在地							
電 話 番 号				F A X 番 号			
E - m a i l							
現在運営している 類似施設名		所 在 地		主 な 事 業 内 容			
						運 営 開 始 年 月 日	
						開 始	年 月 日
						終 了	年 月 日
						開 始	年 月 日
						終 了	年 月 日
						開 始	年 月 日
						終 了	年 月 日
						開 始	年 月 日
						終 了	年 月 日
事業計画書(別紙可)							
※別表6「大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター指定管理候補者審査票（総合評価項目）」の審査内容を十分に確認し作成してください。							
【施設の管理運営を行うに当たっての経営方針について】							
【施設の管理運営の具体的な取組について】							

【施設の利用者サービスについて】

【施設の管理運営について】

- 1 職員の勤務体制、配置計画(指揮命令系統が分かる組織図を含む)について
- 2 職員の研修計画について
- 3 施設や設備の整備保守、維持管理計画について
- 4 業務再委託計画について

【財務状況】

【防災対策及び緊急時の対応】

【地域貢献】

【環境問題への取組】

【感染症等への対策】

【個人情報保護及び情報公開への取組】

その他特記すべき事項があれば記入してください。

自主事業計画書（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

自主事業計画書（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

自主事業計画書（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

別紙 3

別記様式（第 4 条関係）

誓 約 書

年 月 日

大泉町長 様

住所
商号又は名称
代表者

私は、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合は、大泉警察署に照会することについて承諾します。

記

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するもので はありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外は使用しません。

別表 1

大泉町地域活動支援センター利用者実績

	総利用人数	1 日平均利用者	開所日数
令和 5 年度	2, 1 4 7 人	8. 9 人	2 4 1 日
令和 6 年度	2, 6 2 6 人	1 0. 9 人	2 4 1 日
令和 7 年度	2, 6 6 3 人	1 1. 9 人	2 4 0 日

別表 2

令和 7 年度 地域活動支援センター施設管理運営費支出状況

(単位：円)

支出区分	費用区分	支 出 額	内 容
事務費			
	福利厚生費	45,905	職員健康診断
	研修研究費	3,500	研修会参加費
	事務消耗品費	97,612	事務用消耗品費
	印刷製本費	84,853	用紙代、コピー使用料
	通信運搬費	170,085	電話代、切手代
	手数料	41,895	振込手数料
	賃借料	220,620	コピー、パソコンリース料
	使用料	191,004	会計システム使用料
	計	855,474	
事業費			
	保健衛生費	80,687	医薬品代、消毒液
	水道光熱費	1,940,781	電気、ガス、水道料
	消耗器具備品費	17,820	タブレット購入代
	保険料	128,830	公用車、利用者傷害保険料
	教育指導費	2,769,459	利用者訓練費
	車輛費	465,124	車輛整備料、燃料費
	賃金	2,106,343	利用者工賃
	旅費交通費	2,250	出張旅費
	事業消耗品費	50,750	行事用消耗品費
	通信運搬費	1,040	切手代、携帯電話代
	業務委託費	674,540	自動ドア、植栽管理、空調設備等保守委託料
	計	8,237,624	
	合 計	9,093,098	

※施設の管理運営に係る人件費は、別途負担となります。

別表 3

大泉町心身障害者等デイサービスセンター利用者実績

	総利用人数	1 日平均利用者	開所日数
令和 5 年度	6 9 9 人	2 . 9 人	2 4 1 日
令和 6 年度	6 9 6 人	2 . 9 人	2 4 1 日
令和 7 年度	7 5 9 人	3 . 2 人	2 4 0 日

別表 4

令和7年度 心身障害者等デイサービスセンター
施設管理運営費支出状況

(単位:円)

支出区分	費用区分	支 出 額	内 容
事務費			
	福利厚生費	54,870	職員健康診断
	事務消耗品費	56,688	事務用消耗品費
	印刷製本費	5,940	用紙代等
	手数料	1,430	振込手数料
	賃借料	44,880	パソコンリース料
	使用料	191,004	会計システム使用料
	計	354,812	
事業費			
	保健衛生費	107,680	医薬品代、消毒液
	消耗器具備品費	29,009	タブレット購入代
	保険料	58,820	公用車、利用者傷害保険料
	教育指導費	43,980	利用者訓練費
	車両費	194,697	車両整備料、燃料費
	事業消耗品費	70,449	事業用消耗品
	計	504,635	
	合 計	859,447	

※施設の管理運営に係る人件費は、別途負担となります。

別表 5

大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター 指定管理候補者審査票（基礎的項目）

	確 認 項 目		審査結果
基 礎 的 項 目	①	申請者は個人でなく、法人その他の団体であること	適 ・ 否
	②	申請者は邑楽郡内、館林市及び太田市のいずれかに事務所を有する法人その他の団体であること	適 ・ 否
	③	法人、団体又はその代表者は法律行為を行う能力を有しない者でないこと	適 ・ 否
	④	破産者で復権を得ない者でないこと	適 ・ 否
	⑤	申請書類提出時点において、大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく、指名停止措置を受けていない者	適 ・ 否
	⑥	本指定管理者の選定を行う審議会委員の属する法人等でないこと	適 ・ 否
	⑦	納付すべき税（法人税、消費税等に関係する税）を滞納していないこと	適 ・ 否
	⑧	団体又は役員等が大泉町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱「別記様式誓約書」に記す事項に該当しない者であること	適 ・ 否

別表 6

大泉町地域活動支援センター及び大泉町心身障害者等デイサービスセンター
指定管理候補者審査票（総合評価項目）

選定基準		審査項目	審査の視点	配点
1	事業計画の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること	(1) 町民の平等な利用の確保	①施設の管理運営を行う上での、基本的な考え方は適切か	20
			②施設の利用者に対し障害の特性や能力に応じた支援サービスの提供を務めることができるか	
2	事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること	(1) サービスの提供内容	①施設の設置目的に沿った事業計画内容となっているか	30
			②地域活動支援センターにおいては、日常生活に必要な社会性の訓練、職業適性の発見及び機能訓練等の提供、心身障害者等デイサービスセンターにおいては、社会適応や機能回復訓練等の提供が可能な体制がとれているか	
			③施設や設備の維持管理の取組は妥当なものであるか	
			④利用者等のトラブルについて未然防止策や対処方法が妥当なものであるか	
3	指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	(1) 管理運営体制	①職員の勤務体制、職員配置計画は妥当なものであるか	20
			②外部委託の計画は妥当なものであるか	
		(2) 財務状況	①施設を安定的に運営できる財務状況になっているか	
			②指定管理者として会計処理などを適正に行える能力を有しているか	
4	災害及び緊急時等における必要な体制・対応策を有していること	(1) 防災対策及び緊急時の対応	①防災対策及び緊急時の対応策は適切か	10
5	関係団体及び組織等と事業等での連携、関係構築が図られるものであること	(1) 地域貢献	①地域団体（住民）との連携や地域貢献は十分か	10
6	その他、当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める能力を有すること	(1) 環境問題への取組	①環境保全に対する取組内容は積極的か	10
		(2) 感染症等への対策	①感染症等への対策は適切か	
		(3) 個人情報保護及び情報公開の取組	①個人情報保護及び情報公開の取組は適切か	
計				100

選定基準毎に1点刻みで採点を行います。なお、採点の目安は以下のとおりとなります。

〈採点の目安〉

	特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている
30点満点	30	20	15	10	0
20点満点	20	15	10	5	0
10点満点	10	7	5	3	0